

知多市こども計画 概要版

1 計画策定の背景と趣旨

次代の社会を担う全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策に関する基本理念等を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年4月から施行されるとともに、同年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

こども基本法において、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を策定するよう努めることとされ、市町村こども計画は、市町村子ども・若者計画を始め、こども施策に関する事項を定める他の計画と一体として作成することができることとされました。

そこで、本市では、令和元年度に策定した「第2期知多市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）が6年度をもって計画期間を終了することに伴い、こども基本法の施行等の社会情勢の変化や本市の現状を踏まえ、関連計画を含めた一体の計画として「知多市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定し、切れ目のない子ども・子育て支援の充実と「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めることとします。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき、こども大綱等を勘案し、本市における「市町村こども計画」として策定するもので、少子化対策基本法第7条第1項に規定する「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」を含むものです。

加えて、子ども・若者育成支援推進法による「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策推進法による「子どもの貧困対策についての市町村計画」、子ども・子育て支援法による「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」と一体の計画として位置付けます。また、国の「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を勘案し、母子保健に関する事項を盛り込んでいます。

さらに、国が「こども未来戦略」による放課後児童対策の強化のためとりまとめた「放課後児童対策パッケージ」等を踏まえ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備の方向性を示します。

3 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から11年度までの5年間とします。

国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化に対応し柔軟に取り組むこととし、必要に応じて見直しを行います。

令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
第2期子ども・子育て支援事業計画					こども計画				

4 基本理念

本計画では、前計画までの基本理念を継承しつつ、こども大綱等を勘案し、子どもや若者、子育て当事者が、人と出会い、つながり合い、支え合い、学び合う中で成長し、一人ひとりが想う幸福な暮らし（well-being）が尊重され、それぞれの想いを共に叶え合う社会の実現に向け、基本理念を次のとおり定めます。

◆ 基本理念

共に叶え合い 全ての親と子が自分らしく育つまち

5 基本的視点と基本目標

◆ 基本的視点

- ① 尊厳と自分らしさ、自己肯定感を大切にする。
- ② 多様性と包摂性を大切にする。
- ③ 人と地域のゆるやかなつながりを大切にする。
- ④ 妊娠・出産・子育てを愉しむことを大切にする。
- ⑤ 共に叶え合う地域を共につくることを大切にする。

◆ 基本目標

- 基本目標1 ライフステージを共に愉しむためのサポート
- 基本目標2 子ども・子育て家庭への切れ目のないサポート
- 基本目標3 一人ひとりの可能性を広げる人づくり
- 基本目標4 子ども・子育て家庭を応援する地域づくり

6 少子化対策の基本的な考え方

少子化の主な原因として、特に若い世代での未婚率の上昇や、初婚年齢の上昇の影響が大きいといわれ、その背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が女性に偏っている状況、教育の費用負担の重さなど、様々な要因が複雑に絡み合っています。少子化対策は、経済政策や教育政策などの国レベルで取り組むものから、家事・育児の分担などの個人レベルのものまで、多角的に方向性を考える必要があります。

本計画では、住民に身近な基礎自治体としての特性を生かし、少子化の背景にある様々な要因に対し、より良い方向に向かわせると考えられる基本目標を定めて各施策を実施するとともに、状況の変化に応じてより良い施策に改善するべく、基本的視点を大切にしながら柔軟に対応することとします。

7 施策の展開

基本目標1 ライフステージを共に愉しむためのサポート

一人ひとりの個性と多様性を尊重し、ライフステージを通じて身体的・精神的・社会的に幸福な暮らしを共に愉しむことができるようサポートします。

【基本施策】 1 希望するライフコースの基盤づくり、2 子どもの誕生前から幼児期までのサポート
3 学童期・思春期のサポート、4 青年期のサポート

基本目標2 子ども・子育て家庭への切れ目のないサポート

子ども・子育て家庭が抱える様々な不安や問題を受け止め、解消に向けて切れ目のない支援を行うとともに、一人ひとりの自分らしい選択と実現をサポートします。

【基本施策】 1 子どもの貧困・ひとり親家庭等へのサポート、2 障がいのある子どもへのサポート
3 要支援家庭・ヤングケアラーへのサポート、4 不登校の子どもへのサポート

基本目標3 一人ひとりの可能性を広げる人づくり

子ども・若者が、様々な出会い、学び、体験を通じて成長し、自分の広がる可能性にわくわくしながら未来を切り開くことができるようサポートします。

【基本施策】 1 幼児教育・保育の充実、2 学校教育の充実、3 多様な体験と活躍の機会の提供

基本目標4 子ども・子育て家庭を応援する地域づくり

人と地域のゆるやかなつながりの中で、次代を築く子ども・子育て家庭を応援する地域づくりを進めます。

【基本施策】 1 共働きを応援する地域づくり、2 共育での地域づくり、3 こどもまんなかの地域づくり

8 教育・保育の量の見込みと確保方策

本市の教育・保育提供区域の設定は、市全域を1区域とします。

(1) 幼児期の教育・保育

事業名等	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定（3～5歳） 幼稚園／認定子ども園	量の見込み	688人	648人	604人	556人	524人
	確保の内容	871人	871人	871人	871人	871人
2号認定（3～5歳） 保育所／認定子ども園	量の見込み	1,096人	1,032人	962人	887人	836人
	確保の内容	1,286人	1,286人	1,281人	1,281人	1,281人
3号認定（0～2歳） 保育所／認定子ども園／ 地域型保育事業	量の見込み	558人	521人	500人	497人	496人
	確保の内容	728人	728人	731人	731人	731人

(2) 地域子ども・子育て支援事業

事業名等		区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 子育て総合支援センター ／保健センター		量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
地域子育て支援拠点事業※		量の見込み	2,500人/月	2,500人/月	2,500人/月	2,500人/月	2,500人/月
		確保の内容	2,500人/月	2,500人/月	2,500人/月	2,500人/月	2,500人/月
妊婦健康診査事業		量の見込み	6,300件	6,200件	6,100件	6,000件	5,900件
		確保の内容	6,300件	6,200件	6,100件	6,000件	5,900件
乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）		量の見込み	425人	420人	420人	418人	418人
		確保の内容	425人	420人	420人	418人	418人
養育支援訪問事業		量の見込み	260人	260人	260人	260人	260人
		確保の内容	260人	260人	260人	260人	260人
子育て世帯訪問支援事業※		量の見込み	200人	200人	200人	200人	200人
		確保の内容	200人	200人	200人	200人	200人
児童育成支援拠点事業		量の見込み	10人	10人	12人	12人	12人
		確保の内容	10人	10人	12人	12人	12人
親子関係形成支援事業		量の見込み	30人	35人	35人	35人	35人
		確保の内容	36人	36人	36人	36人	36人
子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）		量の見込み	5件	5件	5件	5件	5件
		確保の内容	5件	5件	5件	5件	5件
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・ センター事業）		量の見込み	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件
		確保の内容	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件
一時預かり事業※	幼稚園型	量の見込み	652人	614人	572人	527人	497人
		確保の内容	652人	614人	572人	527人	497人
	幼稚園型以外	量の見込み	1,755人	1,653人	1,565人	1,494人	1,447人
		確保の内容	1,755人	1,653人	1,565人	1,494人	1,447人
延長保育事業		量の見込み	156人	147人	139人	133人	129人
		確保の内容	156人	147人	139人	133人	129人
病児保育事業※		量の見込み	70人	70人	70人	70人	70人
		確保の内容	70人	70人	70人	70人	70人
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）		量の見込み	825人	825人	840人	840人	855人
		確保の内容	920人	920人	920人	920人	920人
実費徴収に係る補足給付 を行う事業		量の見込み	44人	44人	44人	44人	44人
		確保の内容	44人	44人	44人	44人	44人
妊婦等包括相談支援事業		量の見込み	1,350回	1,340回	1,340回	1,310回	1,310回
		確保の内容	1,350回	1,340回	1,340回	1,310回	1,310回
産後ケア事業※		量の見込み	105人	111人	111人	117人	117人
		確保の内容	105人	111人	111人	117人	117人
多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業		量の見込み	85人	85人	85人	85人	85人
		確保の内容	85人	85人	85人	85人	85人

(3) 乳児等のための支援給付

事業名等	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児等通園支援事業※ （こども誰でも通園制度）	量の見込み	—	420人/月	420人/月	525人/月	525人/月
	確保の内容	—	420人/月	420人/月	525人/月	525人/月

※を付した事業の人数は延べ人数